

○航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

(昭和 62 年 3 月 31 日青森県告示第 164 号)

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項及び航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

なお、別図は、青森県環境生活部環境政策課及び青森市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

地域の類型	当てはめる地域
Ⅱ	青森市の区域のうち別図に実線で表示した地域。ただし、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 2 項第 3 号に規定する森林地域及び青森空港の敷地である区域を除く。